

# 農地転用

## まずは行政書士に!!

農地に家を建てたい。

農地を売りたい・農地を買いたい。

農地に建物を建てる場合は、農地転用の手続きが必要です。また、農地を売買する場合にも許可が必要です。

行政書士は、農地法や都市計画法に関する手続きの専門家です。

農地や土地利用の手続、各種申請は行政書士にご相談ください。

行政書士は、これらの官公署に提出する各種申請書や届出書を作成することを業とする唯一の専門家です。

例えば…

- 農地転用許可申請・届出
- 農振地域地区除外申請
- 開発行為許可申請
- 里道・水路の用途廃止申請
- 国有財産売払申請 など



あなたの街の法律家 行政書士にお任せください!



福岡県行政書士会

<http://www.gyosei-fukuoka.or.jp/>

[www.facebook.com/gyosei.fukuoka](http://www.facebook.com/gyosei.fukuoka)

行政書士 神森事務所

鞍手郡鞍手町大字中山2341-1  
TEL : 0949-52-7033 FAX : 0949-42-9500  
mail:kotte@task-gyosei.com

担当 : 神森・特手